

↳ 郵便局用地の小宅減

Q : 郵便局が民営化されましたが、それまでであった特定郵便局用地に対する小規模宅地の減額特例は、どうなったのですか？

A : 経過措置として、民営化施行時の賃貸人一代に限り特例を適用することができるとされています。

【解説】

特定郵便局の敷地に供している一定の宅地等については、これまで、国営事業用宅地として、80%減額評価される小規模宅地等の特例がありました。が、郵政の民営化に伴って、国営事業用宅地に該当しなくなったことから、80%の減額が認められなくなりました。

しかし、特定郵便局の民営化が円滑に進むようにと、次の要件を満たす場合には、民営化施行時の賃貸人一代に限り80%減額を認める経過措置が設けられました。

- ① 民営化前から特定郵便局用地として賃貸されていた宅地等で、民営化後も一定事項以外の変更がない契約により引き続き貸し付けられている郵便局建物の敷地であること
- ② 相続で①の要件を満たす土地等を取得した相続人から、相続開始の日以後5年以上郵便局建物を郵便局株式会社が引き続き借り受けることで、相続後5年以上郵便局の敷地に供する見込みであることについて証明されたものであること

